

大分市自動販売機設置事業者募集要項

大分市では、市有財産の有効活用を図るため、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を一般競争入札により公募します。

なお、参加される方は、次の各事項を承諾の上、お申し込みください。

1. 入札物件

(1) 所在地・貸付場所・貸付台数

大分市新春日町1丁目2881番地18

駄原総合運動公園

駄原総合運動公園3台およびトレーニング施設1台 合計4台

(※別紙「平面図」参照)

(2) 推定売上本数

駄原総合運動公園3台 12,510本/年(推定値)

トレーニング施設1台 2,685本/年(推定値)

(3) 貸付寸法(幅×奥ゆき)

自販機置場寸法 1116×767(mm)

※使用済み容器回収ボックス 50×70(mm)

(4) 施設管理者問合せ先

スポーツ振興課 (TEL 097-537-5650)

2. 設置条件等

(1) 契約について

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産の一部を貸付けることとし、賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

令和3年9月1日(水)～令和6年8月31日(土)

(3) 設置自販機の種類等

清涼飲料水等の自販機(缶・瓶・ペットボトルの販売のみ 紙コップ不可)

(4) 設置者の費用負担

①貸付料

貸付料の総額（契約金額）は、落札価格に契約月数を乗じ、現行の消費税相当額を加えた金額（落札価格×36 か月＋消費税及び地方消費税相当額）となります。

年度ごとの貸付料は、市が発行する納付書により市が指定する期日までに全額を一括納付してください。

②電気料及び水道料

電気使用料金及び水道使用料金は実費負担となりますので、設置する自販機には電気及び水道の使用量を計測する子メーターを設置してください。

電気使用料及び水道使用料は、「大分市普通財産貸付基準」に定める「光熱水費等の算定方法」により、その使用量を基に「光熱水費等の算定方法 子メーターがある場合」により算定した額とします。

なお、電気使用料および水道使用料の納入期限は、大分市が毎月発行する納入通知書によるものとします。

③設置費等

自販機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

(5) 自販機の設置について

①本体規格については、物件ごとに記載した大きさ以内のものにしてください。

ただし、大きさに不具合が生ずる場合は市と協議するものとします。

②自販機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止策）を行ってください。その際は、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法で安全に設置してください。

(6) 自販機の機能について

①自販機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自販機を設置してください。

②自販機窃盗被害の発生防止のため、防犯対策等を講じてください。

③真空断熱材が採用されている機種としてください。

④ノンフロン対応機としてください。

⑤設置する自販機は、原則として誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの機種を設置してください。

(7) 維持管理について

①フルオペレーション

自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者の責任において行ってください。

②容器の回収

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置する等、適切に回収・リサイクルしてください。

③搬入・搬出

商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、施設管理者と協議のうえ、その指示に従ってください。

④衛生管理

賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理については、徹底を図ってください。

⑤緊急連絡先

自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、設置する自販機には、故障等が発生した場合の連絡先を明示してください。

⑥販売価格

販売品の売価は、設置事業者により任意に設定してください。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないでください。

⑦販売実績の報告

設置事業者は、1年間の販売実績（販売本数・金額）を集計し、9月末日までに管財課に販売実績報告書（任意の書式で可）を提出してください。

(8) 禁止事項

①貸付物件を自販機設置以外の用途で使用することはできません。

②自販機設置の権利については、第三者への譲渡・転貸、又は他の権利を設定することはできません。

③貸付期間中は、販売を継続してください。貸付物件の一部を選択し、販売を中止することはできません。

④酒類の販売を行うことはできません。

(9) 原状回復等

設置事業者は、貸付物件を貸付期間が満了する日までに、契約が解除された場合は市が指定する日までに、原状に回復してください。

なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても、市に対して補償を請求することができません。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

3. 入札及び開札の日時

日 時	場 所
令和3年8月19日(木) 入札締め切り後即 開札 午前9時30分～	大分市役所本庁舎9階第2入札室

4. 入札参加申込期間

申込期間	申込場所
令和3年7月16日(金)～ 令和3年8月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)	大分市財務部管財課財産管理担当班 (大分市役所本庁舎5階) 電話 097-537-5608

※電話、郵送等による申し込みはできません。

5. 現地説明会

現地説明会は行いませんが、各自で事前に施設を視察する場合は、施設所管課(スポーツ振興課)に事前に連絡を取った上、視察されますようお願い致します。

6. 入札参加資格要件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていなければいけません。

(1) 地域要件

個人の場合は大分市に住所を、法人の場合は大分市内に本店又は支店・営業所を有していること。

(2) 過去2年間において、自販機設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)の

実績を有していること。

(3) 次の各号に該当するものは、入札に参加できません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められる者。
- ②市税を滞納している者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員。または、これらの暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者。
- ④暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

7. 入札参加の申込方法等

(1) 申込方法

入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）の上、申し込みに必要な書類を添えて受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）へ直接持参してください。

(2) 提出書類

- ①入札参加申込書（第1号様式）
- ②市税完納証明書
- ③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ④誓約書（第2号様式）
- ⑤夏季・冬季別販売予定品目一覧表（第3号様式）
※任意書式でも可（商品名、容器種別、内容量、販売予定価格の分かるもの）
- ⑥設置予定自販機の仕様が分かる資料
- ⑦上記「6. 入札参加資格要件（2）」の実績を申告する書類
（例）契約書の写し

8. 入札

(1) 入札時に持参するもの

- ①入札参加申込書の写し（申し込みの受付時にお渡ししたもの）
- ②実印
- ③法人の場合は、代表者印を持参すること。

なお、代理人が入札する場合は、代表者印を押印した委任状と、代理人の認印が必要になります。

④入札書

(2) 入札の方法

- ①入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。

②入札書に記載する入札金額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。

③入札は、代理人に行わせることができます。この場合、当該代理人をして、委任状を提出してください。

（3）入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

①入札者として資格の無いものとした入札。

②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められるものとした入札。

③同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札。

④入札金額を訂正した入札。

⑤入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。

⑥前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

9. 再度入札

（1）再度入札

①開札をした場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

②再度入札の回数は、2回以内とします。

③再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

10. 設置事業者の決定

（1）設置事業者は、大分市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。

（2）設置事業者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて設置事業者を決定します。

この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない大分市職員にくじを引かせます。

11. 契約の締結

設置事業者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

（1）行政財産貸付申請書（本市様式）を提出してください。

（2）設置場所における自販機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を、施設所管課（スポーツ振興課）と協議の上、提出してください。

(3) 設置事業者は、決定の通知を受けた日から7日以内に賃貸借契約を締結していただきます。

①貸付契約は、総額（落札価格×36か月＋消費税及び地方消費税相当額）で行います。

②本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

③本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなります。

(4) 設置事業者は、貸付物件ごとの貸付料明細を提出していただきます。

12. その他

(1) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、大分市公有財産規則、大分市契約事務規則、その他関係法令の定めるところによります。

(2) 本件入札に関する問い合わせ先

大分市荷揚町2番31号 大分市役所5階

大分市財務部管財課財産管理担当班

電話（代表）097-534-6111（内線）1228

（直通）097-537-5608